

5. 地域経済波及効果

隠岐の島町の経済構造は、公的依存が大きく町外からの収入を得る産業は水産業以外ほとんど育っていない現状であり、公共事業依存型の脱却による産業構造の転換が強く求められている。

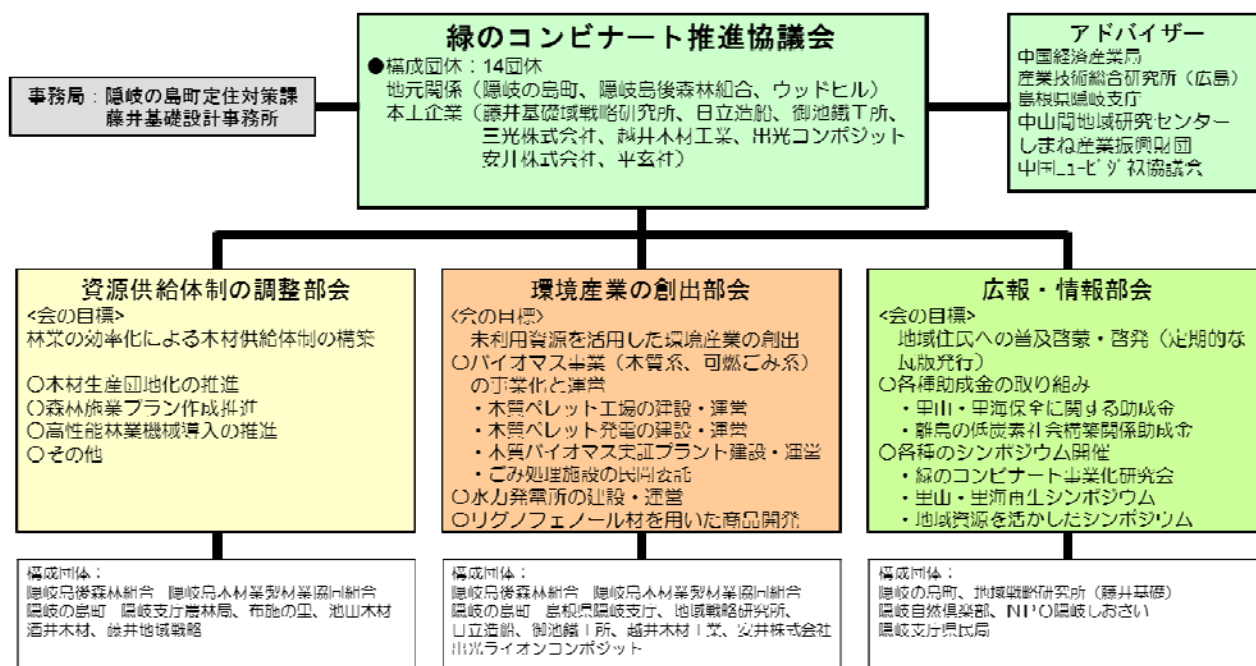
島に内在している里山の森林資源（約 520 万 m³の蓄積）と島の消費エネルギーは（約 20 億円）は島の自立再生に貴重な有効資源ある。

今回の事業において、これらの里山・里地（生ごみ等）資源を活用することで、新たに 30 数名の地域雇用の確保が可能となり、地域経済に与える影響は大きい。また、隠岐の島町は平成 25 年度に世界ジオパークに認定されており、エコツアー等の観光効果と里山再生による防災効果にも繋がることが予測されている。

項目	波及効果
バイオマス資源の利用向上	<ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマスメタン発酵（リグノフェノール生産量年間 1,000t） ペレット工場（生産量年間 1,000t） 木質バイオマスペレット発電（小規模）（燃料ペレット 1,200t） 木質バイオマスペレット発電（中規模）（燃料ペレット 3,000t） （乾燥チップ 15,800t） 可燃ごみ（年間処理量 1,200t）
雇用の創出	関連産業で 51 名の雇用に創出
産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> ペレット工場建設 発電事業者の参入
観光客の増大	平成 24 年隠岐の島町山岳観光客数 1,626 人×5%≒80 人

6. 実施体制

平成 23 年度に地域資源を活用した環境産業の創出を図るため、緑のコンビナート推進協議会を設立している。各種プロジェクト事業は協議会の構成員を中心に実施する。



7. フォローアップの方法

(取組の進捗状況管理)

隠岐の島町総合振興計画に揚げられた町の事業（ペレット工場、ゴミ処理施設）については、毎年事務事業の評価を行い、効果や必要性、進捗状況を確認する。バイオマスの原料となる木材の搬出量については、隠岐地区林業活性化協議会で毎年目標値を定め達成状況の評価を行う。民間主体事業（リグニンプラント、発電事業）については、緑のコンビナート推進協議会で内部評価委員会を結成し、研究開発状況や事業化可能性、進捗状況等を毎年の総会時に確認する。

8. 他の地域計画との有機的連携

島のエコアイランド化を目指した「緑のコンビナート構想」を推進するために、官民が一体となって、林地残材や間伐材等の未利用資源を活かした里山の再生に繋がる取組を行ってきた。この取組については、下記の計画をもとに隠岐の島町バイオマス産業都市構想（案）を計画している。

①隠岐の島町総合振興計画（平成20年9月）

『まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち～みんなの手によるまちづくり～』を「まちの将来像」とし、「島をリードする隠岐びとが育つまち」「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」「みんなで支えるやさしい福祉のまち」という三つの基本目標を定め、豊かで魅力あるまち、自立したまちを目指し、積極的に施策を展開している。その施策の1つとして、「循環型社会の形成」を掲げ、新エネルギー導入促進のマスタープランとなる「隠岐の島町地域新エネルギービジョン」（平成19年2月）に基づき、太陽光発電や風力発電など代替エネルギーの導入に努め、地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の実現に努めている。

②隠岐の島町木質バイオマス重点ビジョン（平成20年2月）

本町のもつ豊かな森林資源や海洋資源等を有効利用するため、「里山」「里海」の適切な保全を図るとともに、町内で供給できるエネルギー資源を有効活用できる環境産業の創出を促進している。

③隠岐の島町バイオマスタウン構想（平成20年7月）

主な環境テーマとして「里山」と「里海」を掲げ、川上の里山保全による林業活性化と川下の里海環境の向上、里海保全による漁業の活性化等を目指し、里山から里海までの総合的なバイオマス利活用を図ることとしている。

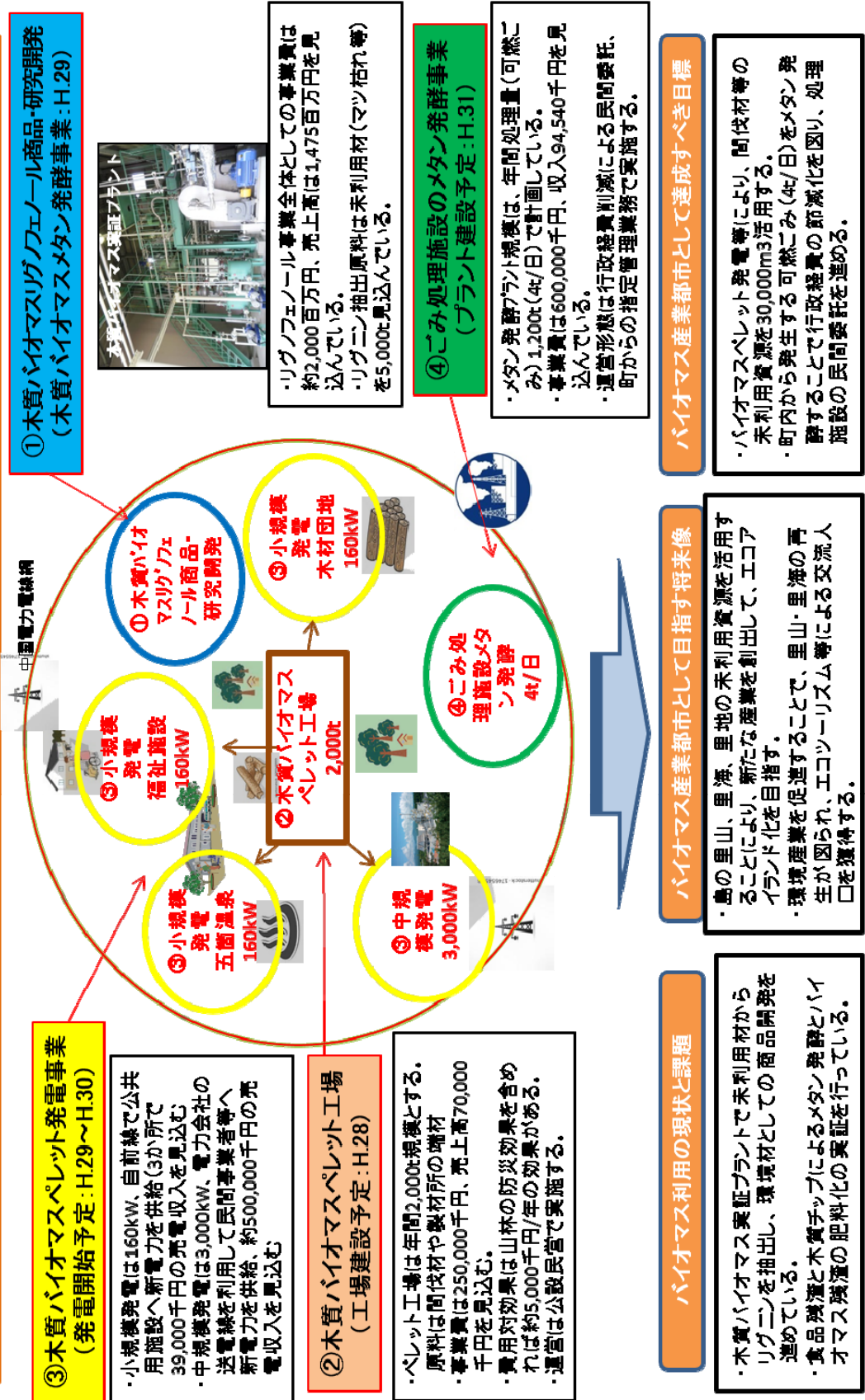
④隠岐の島町再生可能エネルギー推進ビジョン（平成26年3月）

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」（通称「新エネ法」）の1部改正（平成20年4月1日施行）や東日本大震災の発生（平成23年3月11日）、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始（平成24年7月）など、再生可能エネルギーを取り巻く情勢は大きく変化しており、バイオマスを主体としている本町の再生可能エネルギー推進は、多種多様な再生可能エネルギー推進を反映する必要があることから、「隠岐の島町地域新エネルギービジョン」（平成19年2月）を見直し、新たな再生可能エネルギー推進の「全体計画」となる「隠岐の島町再生可能エネルギー推進ビジョン」を策定している。

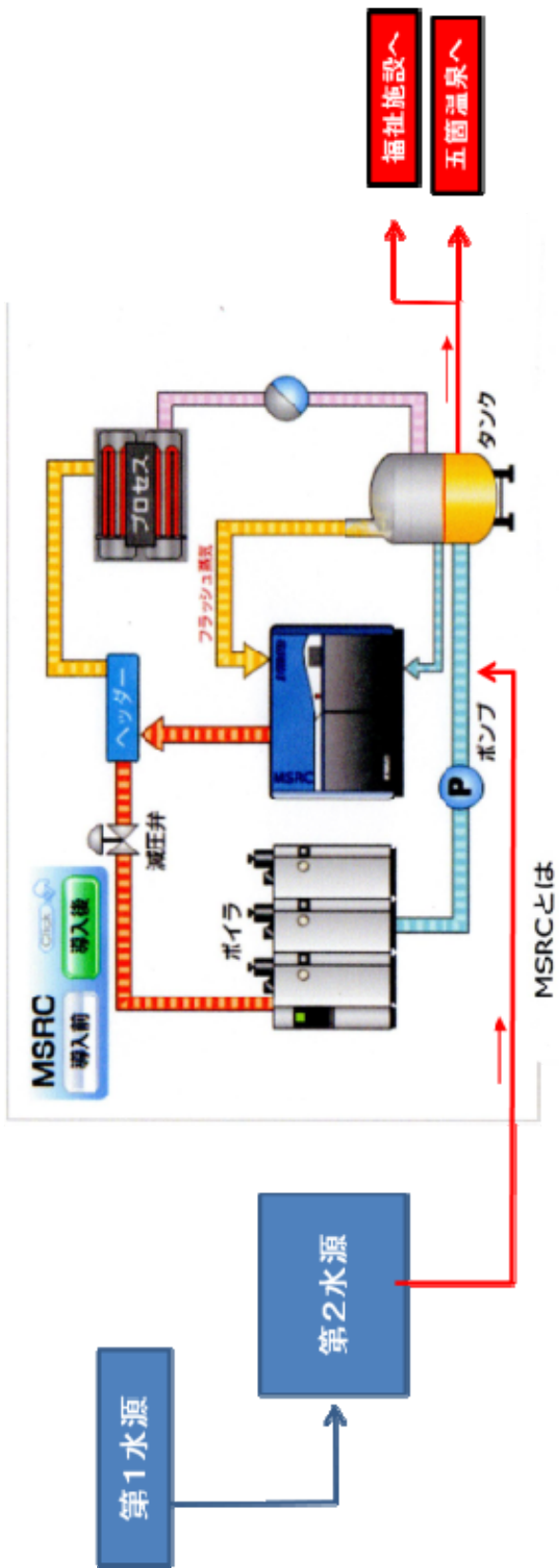
資料 1 バイオマス産業都市構想のイメージ図

隠岐の島町バイオマス産業都市構想の概要

本町のバイオマス産業都市は、島の未利用資源(間伐材、林地残材、生ごみ)を地域資源と捉えて、4つのエコプロジェクトの事業化を目指す。これらの事業が達成されれば、離島における低炭素社会の構築が図られ、新たな雇用創出が期待できる。また、観光面においては、里山再生によるエコツアー等が促進され、都市部からの交流人口の拡大が促進できる。

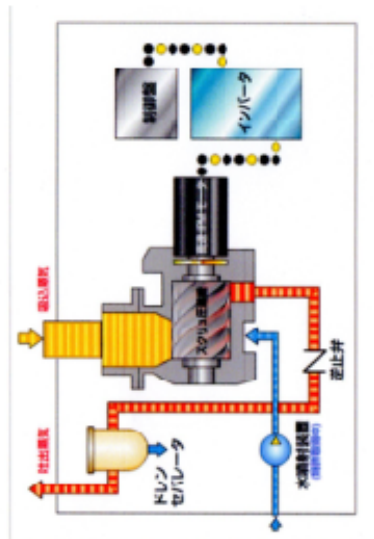


小型発電施設レイアウト



MSRCとは

フラッシュ蒸気（工機プロセス等で発生する蒸気ドレンが大気圧付近で再蒸発して発生する蒸気）や工場プロセスで一旦使用された後の低圧蒸気は、相当量の熱エネルギーをもちあわせているにもかかわらずこれまで再利用が困難でした。MSRCは、このフラッシュ蒸気をスクリュウ式圧縮機で効率良く昇圧しプロセス側に戻すことにより、蒸気を再発生します。



資料3 委員会資料

資料3-1 地域バイオマス産業化推進委員会規程

地域バイオマス産業化推進委員会規定

(設置及び目的)

第1条 地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地産池消型の再生可能エネルギーの強化と環境に優しく災害に強いまちづくりを目指した「バイオマス産業化都市構想」を策定するため、地域バイオマス産業化推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は、「バイオマス産業化都市構想」の策定に関し、必要な事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員11名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから緑のコンビナート推進協議会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 協議会構成団体からの推薦者
- (3) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、バイオマス産業化都市構想の策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長を務める。

2 委員長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、オブザーバー、又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、定住対策課内の緑のコンビナート推進協議会事務局が処理する。

(その他事項)

第8条 この規定に定めるもののほか、本委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 この規定の施行後、初めて召集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、緑のコンビナート推進協議会長が召集し、委員長が選出されるまでその議長となる。

地域バイオマス産業化推進委員会委員名簿

		氏 名	所属・役職	摘要
1	委員	八幡 哲	隠岐の島町役場定住対策課 課長	協議会構成員
2	委員	磯見 一弘	隠岐島木材業製材業協同組合 事務局長	〃
3	委員	上田 浩三	日立造船株式会社 部長	〃
4	委員	藤本栄之助	株式会社フジイ・ケミカルズ 取締役	〃
5	委員	嶽野 正弘	隠岐島後森林組合 参事	〃
6	委員	佐々木千明	隠岐の島町役場農林水産課 課長	行政関係者
7	委員	高梨 勇光	隠岐の島町役場企画財政課 課長補佐	〃
8	委員	佐々木義直	隠岐の島町役場環境課 課長補佐	〃
9	委員	広江 和彦	隠岐の島町役場福祉課 課長補佐	〃
10	委員	広江 慎一	隠岐支庁農政局 部長	〃
11	委員	野田 浩	隠岐支庁農林局 課長	〃

事務局

		氏 名	所属・役職	摘要
1		鳥井 登	隠岐の島町定住対策課 課長補佐	行政関係者
2		岡田 清明	藤井基礎設計事務所 地域戦略所長	事業実践者

資料3-2 産業バイオマス都市構想策定（案）の経緯

産業バイオマス都市構想策定（案）の経緯

会議等	日時・場所	内容
第1回 バイオマス産業化推進委員会	平成25年10月22日 隠岐の島町役場 (第1会議室)	①バイオマス産業化推進委員会規定の説明 ②バイオマス産業化推進委員長の選出 ③産業バイオマス都市構想概要説明 ④調査内容の説明 
第2回 バイオマス産業化推進委員会	平成25年11月29日 隠岐の島町役場 (第1会議室)	①ペレット発電について ・施設毎の経済性評価の考え方について（報告・協議） ・中国電力の買取制度について（報告） ・施設の運営方法について（協議） ②ペレット工場の費用対効果について ・費用対御効果の考え方について（報告・協議） ③木質バイオマスメタン発酵の考え方について ・経済性評価の考え方について（報告・協議） ④廃棄物メタン発酵について ・先進地事例報告（報告） ・経済性評価の考え方について（報告・協議）
第3回 バイオマス産業化推進委員会	平成26年1月22日 隠岐の島町役場 (第1会議室)	①各種エネルギーの事業性評価について ・ペレット発電の事業性について（報告・協議） ・ペレット工場の2次評価について（報告・協議） ・木質バイオマスメタン発酵の事業性について（報告・協議） ・廃棄物メタン発酵の事業性について ②産業化都市構想（案）について ・目次（まとめ方）の項目について（報告・協議） 
第4回 バイオマス産業化推進委員会	平成26年2月27日 隠岐の島町役場 ふれあいセンター	①各種エネルギーの事業性評価について（報告） ②各種事業の実施主体及び実施年度について ③バイオマス産業都市構想（案）について（報告・協議） ④バイオマス産業都市構想選定に向けて（報告）